

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	48	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等（以下「組合」という。）については、さらに繰入限度額の12%増しとすることが認められているところ。 本税制の割増措置の適用期限を2年間（平成28年度末まで）延長する。</p> <p>・特例措置の内容 中小企業の貸倒引当金の特例の延長について、国税において延長が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の9、第68条の59において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕		
減収見込額	〔初年度〕	－ （▲2,902の内数）	〔平年度〕
	〔改正増減収額〕		－ （▲2,902の内数） (単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>（2）施策の必要性 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権（共同販売・共同受注）、貸付債権（資金の貸付）等を有することとなり、その取引先は大企業に比べて倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。 仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。 さらに、組合は、財政基盤が脆弱な中小企業が出資して組織される相互扶助団体であるため、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。 これらのことから、本税制措置によって中小企業の経営基盤の強化を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	48—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標：32 建設市場の整備を推進する及び</p> <p>政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>施策目標：17 自動車の安全性を高める</p> <p>に含有</p>																																																																				
	政策の達成目標	本税制措置により、貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。																																																																				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年度末まで）																																																																				
	同上の期間中の達成目標	組合の貸倒れに係るリスク担保力の確保及び経営基盤の安定・強化																																																																				
政策目標の達成状況	<p>組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。</p> <p>【資金繰りDIの推移（前年同月比）】</p> <table border="0"> <tr> <td>○平成23年 3月期</td> <td>▲36.0</td> <td>○平成25年 12月期</td> <td>▲8.2</td> </tr> <tr> <td>○平成23年 6月期</td> <td>▲31.3</td> <td>○平成26年 3月期</td> <td>▲5.8</td> </tr> <tr> <td>○平成23年 9月期</td> <td>▲28.6</td> <td>○平成26年 6月期</td> <td>▲13.3</td> </tr> <tr> <td>○平成23年 12月期</td> <td>▲25.4</td> <td>○平成26年 9月期</td> <td>▲14.7</td> </tr> <tr> <td>○平成24年 3月期</td> <td>▲22.2</td> <td>○平成26年 12月期</td> <td>▲13.8</td> </tr> <tr> <td>○平成24年 6月期</td> <td>▲20.9</td> <td>○平成27年 3月期</td> <td>▲13.5</td> </tr> <tr> <td>○平成24年 9月期</td> <td>▲23.2</td> <td>○平成27年 6月期</td> <td>▲12.5</td> </tr> <tr> <td>○平成24年 12月期</td> <td>▲23.1</td> <td>○平成27年 9月期</td> <td>▲13.3</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 3月期</td> <td>▲19.2</td> <td>○平成27年 12月期</td> <td>▲11.2</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 6月期</td> <td>▲17.5</td> <td>○平成28年 3月期</td> <td>▲13.0</td> </tr> <tr> <td>○平成25年 9月期</td> <td>▲13.2</td> <td>○平成28年 6月期</td> <td>▲13.1</td> </tr> </table> <p>（出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」） （調査対象：2,600組合の役職員）</p> <p>また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】（金額単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>515</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>2,369</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>2,883</td> <td>4,517</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：全国中小企業団体中央会調査による推計）</p>		○平成23年 3月期	▲36.0	○平成25年 12月期	▲8.2	○平成23年 6月期	▲31.3	○平成26年 3月期	▲5.8	○平成23年 9月期	▲28.6	○平成26年 6月期	▲13.3	○平成23年 12月期	▲25.4	○平成26年 9月期	▲14.7	○平成24年 3月期	▲22.2	○平成26年 12月期	▲13.8	○平成24年 6月期	▲20.9	○平成27年 3月期	▲13.5	○平成24年 9月期	▲23.2	○平成27年 6月期	▲12.5	○平成24年 12月期	▲23.1	○平成27年 9月期	▲13.3	○平成25年 3月期	▲19.2	○平成27年 12月期	▲11.2	○平成25年 6月期	▲17.5	○平成28年 3月期	▲13.0	○平成25年 9月期	▲13.2	○平成28年 6月期	▲13.1		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	発生組合数	326	683	653	515	371	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517
○平成23年 3月期	▲36.0	○平成25年 12月期	▲8.2																																																																			
○平成23年 6月期	▲31.3	○平成26年 3月期	▲5.8																																																																			
○平成23年 9月期	▲28.6	○平成26年 6月期	▲13.3																																																																			
○平成23年 12月期	▲25.4	○平成26年 9月期	▲14.7																																																																			
○平成24年 3月期	▲22.2	○平成26年 12月期	▲13.8																																																																			
○平成24年 6月期	▲20.9	○平成27年 3月期	▲13.5																																																																			
○平成24年 9月期	▲23.2	○平成27年 6月期	▲12.5																																																																			
○平成24年 12月期	▲23.1	○平成27年 9月期	▲13.3																																																																			
○平成25年 3月期	▲19.2	○平成27年 12月期	▲11.2																																																																			
○平成25年 6月期	▲17.5	○平成28年 3月期	▲13.0																																																																			
○平成25年 9月期	▲13.2	○平成28年 6月期	▲13.1																																																																			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																																																	
発生組合数	326	683	653	515	371																																																																	
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226																																																																	
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517																																																																	

有効性	要望の措置の適用見込み	○適用事業者数 1,077組合											
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出)</p>		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年								
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%								
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【国税】</p> <p>○法人税率の軽減（法人税法第66条）</p> <p>○事業利用分量配当の損金算入（法人税法第60条の2）</p> <p>【地方税】</p> <p>○事業税の軽減税率の適用（地方税法第72条の24の7）</p> <p>○事務所及び倉庫の固定資産税の非課税（地方税法第348条）等</p>											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>法人税率の19%の軽減税率（年800万円以下の所得には15%）は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1) 組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2) 組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>なお、都市部に比べ地方部の方が中小企業の占める割合が高いため、税制措置による経営安定化の効果は地方部においてより有益なものである。</p>											
	要望の措置の妥当性	<p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p>											
	ページ	48—3											

税負担軽減措置等の
適用実績

○適用組合数（サンプル調査による推計）

平成23年度 933組合
平成24年度 1,025組合
平成25年度 1,127組合
平成26年度 1,294組合
平成27年度 1,077組合

○適用実績（サンプル調査による推計）

平成23年度 8.4百万円
平成24年度 11.9百万円
平成25年度 13.9百万円
平成26年度 6.2百万円
平成27年度 36.1百万円

貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」（18.0%）、「共同販売事業」（10.5%）が組合の重点事業となっており、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。

【組合の重点事業の割合】

	重点事業としている組合の割合
共同受注事業	18.0%
共同販売事業	10.5%
事業資金の貸付事業	4.7%
債務保証事業	1.6%

（出典：平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」 有効回収組合数：2,379組合）

【引当実施組合の業種別割合の推移】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
製造業	30.1%	28.6%	27.8%	27.2%	26.2%
建設業	17.9%	15.7%	16.1%	16.4%	18.2%
運輸業	8.4%	9.0%	8.9%	10.0%	10.5%
卸売業	5.9%	9.5%	9.6%	9.1%	9.6%
小売業	14.6%	13.4%	13.4%	13.6%	11.4%
サービス業	15.8%	12.4%	13.2%	12.0%	11.7%

（出典：全国中小企業団体中央会調査）

「地方税における
税負担軽減措置等
の適用状況等に関
する報告書」に
おける適用実績

影響額 道府県民税 633,256千円の内数
事業税 2,412,760千円の内数
市町村民税 1,557,809千円の内数
地方法人特別税 1,954,336千円の内数

税負担軽減措置等の適
用による効果（手段と
しての有効性）

中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。

組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。

【中小企業倒産比率の推移】

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%

（出典：東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出）

前回要望時の達成目標

本税制措置により、貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。

【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
発生組合数	326	683	653	515	371
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517

(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震により、特に九州地方の中小企業及び組合の事業運営が厳しい状況に置かれており、中小企業の事業基盤の安定化及び組合取引活動の健全化に資することとなる本税制措置は、当面の間、これまで以上に重要となる。

これまでの要望経緯

- 昭和25年度 貸倒準備金制度創設
- 昭和39年度 貸倒引当金への変更
- 昭和41年度 中小企業等の特例創設 (割増率20%)
- 昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減 (割増率20%→16%)
- 平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止
- 平成17年度 2年延長
- 平成19年度 2年延長
- 平成21年度 2年延長
- 平成23年度 1年延長
- 平成24年度 3年延長
- 平成27年度 2年延長

貸倒引当金制度の対象の限定 (中小法人等)
組合等の割増率の縮減 (割増率16%→12%)